

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中の自己搬入について（お知らせ）

緊急事態宣言発令中の島尻環境美化センターへの自己搬入につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため下記の制限付きで令和3年9月13日(月)から再開します。

記

【制限内容】

- ① 搬入できるごみは「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」のみとなります
- ② 搬入は平日のみとなります（土曜日及び祝祭日は受入停止）
- ③ 搬入前にお住まいの地域で申し込みが必要となります
（南城市生活環境課 TEL 917-5318、八重瀬町住民環境課 TEL 998-8203）
- ④ 1日20件の受け入れとなります（南城市10件/日、八重瀬町10件/日）
- ⑤ 搬入された粗大ごみ等は搬入者による荷下ろしとなります
- ⑥ ごみ分別区分通りに分別を行ってください
（ごみ搬入申請書の裏面「注意事項」に従って搬入してください）
- ⑦ 施設内での長時間の滞在はお控えください
- ⑧ 搬入時はマスクの着用及びソーシャルディスタンスの確保をしてください

施設利用者及び施設職員の感染拡大防止のため、ご理解とご協力お願い致します。

なお、これらの制限につきましては、緊急事態宣言解除後においても一定期間継続し、感染状況に応じて見直しを行ってまいります。

南部広域行政組合 島尻環境美化センター
沖縄県南城市玉城字奥武 996 番地